特別な支援を必要とする 子どもへの理解と支援 - 改訂版 -

全校体制での支援と家庭・関係機関との連携の在り方

平成21年10月

愛媛県教育委員会

はじめに

学校教育法等の一部改正により、平成19年4月から特別支援教育の制度が始まって3年が経過し、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が広く実践されるようになってきました。

また、平成20年3月には、幼稚園教育要領と小・中学校学習指導要領が告示、平成21年3月には、高等学校学習指導要領と特別支援学校学習指導要領等が告示されました。特に幼稚園、小・中・高等学校の学習指導要領等では、障害のある幼児児童生徒について、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画(個別の指導計画)又は家庭や福祉、医療等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画(個別の教育支援計画)を個別に作成することなどにより、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが明記されました。さらに、特別支援学校の学習指導要領等では、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に対応するために「自立活動」の充実が図られた外、全ての幼児児童生徒に対して、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成が義務付けられました。

このような中、愛媛県では、文部科学省の委嘱を受け、「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」等による特別支援教育の体制整備を進めてまいりました。具体的には、各市町における特別支援連携協議会等の整備、全ての学校における特別支援教育校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名、県教育委員会における専門家チームの設置、巡回相談の実施等を行ってきました。これらの取組を通して、本県の特別支援教育を推進するための各学校の体制は整備されてまいりましたが、今後は、それぞれの学校や地域において支援の質を一層向上させることが求められています。

そこで、特別支援教育に関する理解や制度等の進展に対応し、さらに支援のレベルアップを図るために、平成16年度に作成した冊子「特別な教育的支援を必要とする子どもへの理解と支援」の改訂版を発刊することとしました。特に、支援の質を高めるためには、個別の教育支援計画等に基づく全校体制での支援と家庭・関係機関との連携が大切なキーワードであるととらえています。

本冊子では新たに、個別の教育支援計画等の作成の目的等をQ&A形式で示したほか、子どもの状態別の具体的な支援例、個別の教育支援計画等の各種様式、自立活動における障害種別指導内容例一覧等を加え、内容の充実を図っております。

各学校等においては、特別支援教育コーディネーターをはじめ、全ての教職員が、発達障害を 含む障害のある幼児児童生徒一人一人への正しい理解と適切な支援のために、本冊子を活用のう え、共通理解のもと、全校体制で取り組んでいただきまして、特別支援教育が一層充実発展する ことを願っております。

平成21年10月

目 次

1+	۱ %	ж	1-
は	U	כט	ľ

弗门	孠	基礎編	
第	1 飲	う 特別支援教育の動向	
	1	学校教育法等の改正と特別支援教育	1
	2	学習指導要領の改訂	1
	3	特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(審議の中間とりまとめ)	2
第	2 飲	う 校内体制の整備	
	1	校内支援体制	3
	2	特別支援教育校内委員会	4
	3	特別支援教育コーディネーターの役割	5
第	3 飲	「 特別な支援を必要とする子ども	
	1	L D (学習障害)	9
	2	A D H D (注意欠陥多動性障害)1	0
	3	高機能自閉症	1
第25	章	実践編	
第	1 飲	「 特別な支援を必要とする子どもへの支援 具体例	
	1	聞くことが苦手な子ども1	3
	2	話すことが苦手な子ども1	5
	3	読むことが苦手な子ども1	6
	4	書くことが苦手な子ども1	7
	5	計算が苦手な子ども1	8
	6	算数の文章題が苦手な子ども1	9
	7	図形問題や空間の把握が苦手な子ども2	0
	8	不注意な間違いが多い子ども2	1
	9	注意の集中が難しく、気が散りやすい子ども2	3
•	10	落ち着きのない子ども2	4
,	11	衝動的な行動をとる子ども2	5
,	12	人との関係がとりにくい子ども2	6
,	13	コミュニケーションが苦手な子ども2	7
,	14	こだわりの強い子ども2	8
,	15	感覚が過敏な子ども2	9
•	16	不器用な子どもへの支援と配慮3	0
,	17	特に行動上の問題が見られるときの対応3	1
第	2 飲	「 個別の教育支援計画等Q & A	
(Q 1	個別の教育支援計画と個別の指導計画とはどのような違いがありますか?3	2
(Q 2	個別の教育支援計画を作成する目的は何ですか?3	3
(Q 3	個別の教育支援計画の作成の対象となるのはどういった子どもですか?3	3
(Q 4	個別の教育支援計画の作成手順は?3	4
(Q 5	個別の教育支援計画の記載内容は?3	5
(Q 6	個別の教育支援計画の作成に保護者の同意が得られない場合はどうしますか?3	6
(Q 7	個別の教育支援計画の評価はどのようにして行いますか?3	7

Q 8	個別の指導計画の作成手順は?	3 8
Q 9	個別の指導計画の記載内容は?	3 9
Q10	個別の教育支援計画等の引継ぎと保管はどうしますか?	4 0
第3章 資	g料編	
第1節	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の様式及び記入例	
ſſ	固別の教育支援計画の様式及び記入例	
•	幼稚園・保育所用	4 1
•	小学校用	4 2
•	中学校用	4 4
•	高等学校等用	4 6
ſſ	固別の指導計画の様式及び記入例	
•	幼稚園・保育所用	4 7
•	小学校用	4 8
•	中学校用	5 0
•	高等学校等用	5 2
第2節	実態把握資料の利用について	5 3
•	幼稚園・保育所用 1 次チェック	5 4
•	幼稚園・保育所用 2 次チェック	5 5
•	幼稚園・保育所用実態把握(記入用)	5 7
•	小学校用 1 次チェック	5 8
•	小学校用 2 次チェック	5 9
•	小学校用 3 次チェック (国語)	6 2
•	小学校用3次チェック(算数)	6 4
•	小学校用実態把握(記入用)	6 7
•	中学校用 1 次チェック	6 8
•	中学校用 2 次チェック	6 9
•	中学校用実態把握(記入用)	7 1
•	高等学校等用チェックリスト	7 2
•	高等学校用実態把握(記入用)	7 3
参考資料	<u>ነ</u>	
亲	听学習指導要領(抜粋)	
• /	\学校(中学校)学習指導要領解説総則編	7 4
	寺別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント	
• /	↑・中学校等における自立活動の指導について	7 7
\$	詩別支援教育の更なる充実に向けて(概要)	
• \$	寺別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議(審議の中間とりまとめ)1	0 2